

湯田ダム左岸国道107号変状に係る北上川ダム統合管理事務所の対応

「警戒体制」に移行する目安

項目	想定される事象
伸縮計	・ 下記以上の変動が観測され、崩落発生のおそれがある場合 2mm/h×2h または 4mm/h
CCTV	・ 貯水池監視映像において大きな変状が確認された場合
光ケーブル	・ 地すべりにより光ケーブル線路監視システムにおいて、断線や大きな伝送ロスが確認された場合
ワイヤーセンサー	・ センサーが破断した場合 → アラーム通報着信

「注意体制」の中で監視を強化し、状況把握等を実施する基準

地震	・ 震度3以上が観測された場合
降雨	・ 大雨注意報が発令された場合

1 上記事象が発生した場合の対応

1. 発生した事象や状況(※1)に応じて、速やかに事務所、管理支所の体制を適切(※2)なものとし、情報の収集や現地状況の確認(※3)、被害が発生した場合はその把握に努め、関係者間での情報の共有(報告)(※4)を行う。

※1 発生した事象とは、上記の「想定される事象」が継続的、または複数箇所が発生することを指す。なお冬期においては、積雪による機器の誤作動が発生することも想定し、判断する。

※2 適切な体制とは、警戒や非常体制への移行の他、配置人員の増強や変更などを指す。

※3 情報の収集や状況の確認には、Webによるカメラ画像や、計測機器の数値の活用、現地への臨場、岩手県や現地作業員への電話やメールでの聞き込み等の方法を適切に組み合わせ実施する。

※4 情報の共有や報告は、別紙「湯田ダム左岸国道107号変状に係る緊急連絡先」により、事象や状況に応じて適宜実施する。

2. 崩落発生時には、直ちに警戒体制へ移行し、人員の増強と体制の強化を図り、河川管理施設や一般被害の把握と、被害に応じた応急措置、ホットラインの構築、記者発表等に着手する。

2

湯田ダムでは、当面貯水位をEL222. 0m以下の維持に努める。

ただし、降雨の状況等により水位を変動させなければならない時は、急激な変動を避け、伸縮計の移動量等を注視しながら運用する。

やむを得ない貯水位の変動に伴い、伸縮計の移動量に大きな変動が生じた際は、適宜①に準じた体制の構築、対応を実施する。